

FIT 非化石証書の共同購入事業仕様書

1 事業の目的

京都府では、2050 年度温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、令和 4 年度に京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランを改定し、府内の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入量に加えて、新たに再エネ使用量の目標も設定し、府内の再エネ普及に向けた取組を推進しているところである。

本事業は、府内事業者や自治体が府内の事業所等で使用する電力について、FIT 非化石証書（以下「非化石証書」という。）を共同で調達することにより、再エネ使用に係る府内事業者等の費用の低減や事務負担の軽減等を図り、府内における再エネの普及拡大を目的とする。

2 事業名

FIT 非化石証書の共同購入推進事業

3 事業内容

(1) 本事業を連携して実施する事業者（以下「連携事業者」という。）は、府が実施する広告宣伝の支援を行い、非化石証書の購入希望者を募集する。

募集に当たっては、非化石エネルギー源の種別（発電設備区分）と発電設備の所在地（都道府県単位）について、府が指定するものとする事又は購入希望者が選択できるようにすること。

(2) 連携事業者は、購入希望者の非化石証書調達希望量を集約の上、一般社団法人日本卸電力取引所（J E P X）の非化石価値取引市場（以下「取引市場」という。）に代理購入手数料を加えた購入見込単価を決定する。

(3) 連携事業者は、前項で決定した購入見込単価を購入希望者に示し、了承を得た上で、購入希望者へ購入代金の支払いを求める。

(4) 連携事業者は、取引市場から（2）で集約した非化石証書調達希望量に相当する非化石証書を調達する。

なお、購入希望者の了承を得た購入見込単価で調達できない場合は、購入希望者に対し連携事業者へ支払う最低手数料を除く購入代金の全額を払い戻すこと。

(5) 連携事業者は、調達した非化石証書を購入希望者ごとに（2）の非化石証書調達希望量に充当する旨を証明する書類を作成する。

また、トラッキング情報付き証書の購入を希望する購入希望者に対し、必要に応じて J E P X から連携事業者へ発行される残高証書の写しなどを引き渡す。

4 事業の実施時期

連携事業者は、J E P Xが開催する令和6年2月及び5月に開催予定の取引市場において、本事業に係る非化石証書の調達を行うこと。なお、非化石証書の購入希望者募集に係る広報活動は、府と協議の上、受託後速やかに実施すること。

5 連携事業者が行う業務内容

(1) 実施体制の構築及び統括責任者の選任

ア 連携協定の締結後、速やかに事業の実施に必要な人員を確保のうえ、実施すること。

イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業に類似した事業※に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者を選任すること。

※ 電力需要家の委託を受け非化石価値取引市場からF I T非化石証書を購入する事業

(2) 事業計画の策定等

ア 事業計画の策定に係る市場調査及び市場分析を行うこと。

イ 事業計画について、府と協議して策定すること。

ウ 事業スケジュールを作成すること。

(3) 広報宣伝

ア 府と連携のうえ、広報計画を策定し効果的な広報宣伝の支援を行うこと。

イ 広報内容について府と協議して定めること。また、広報に京都府の名称等を用いる場合は、必ずその都度、府の了解を得ること。

ウ 本事業について、取材申し込みがあった場合は、原則として事前に府の了解を得ること。

エ インターネット・SNS等を効果的に活用すること。

(4) 説明会

3で定める事業内容に関して、説明会を開催すること。説明会の実施時期、対象者、説明内容、開催方法等は、府と協議の上、決定すること。

(5) アンケートの実施・集計

非化石証書の購入希望者に対し、アンケートを実施し、その結果を集計すること。なお、アンケートの内容については府と協議の上、決定すること。

(6) ホームページの構築及び運用等

ア 本事業に係る専用ホームページの構築、運用及びメンテナンスを行うこと。

イ 購入希望者の受付は専用ホームページを使用すること。

ウ 専用ホームページの構築、運用及びメンテナンスを行う場合は、6で定める内容を遵守すること。

(7) ライセンス契約及び著作権

ア ライセンス契約

(ア) システムの稼動に必要なソフトウェアのライセンス（使用許諾）の取得は、全て連携事業者の責任と負担において行うこと。

(イ) 全てのライセンス契約について、必要な権利の登録作業を行うこと。

イ 著作権

(ア) 専用ホームページに第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、府が特に使用を指示した場合を除き、支援事業者の責任と負担において、使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。

(イ) 本事業における業務等により、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、支援事業者の責任と負担において一切を処理すること。

(ウ) 府は本事業の実施に伴い発生する著作権（財産権）（著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利)については、原則として著作者の許可を得ず、無償で行使することができることとする。

(8) 問い合わせ対応

ア 問い合わせ及び苦情へ対応するための窓口の設置及び対応を行うこと。

イ 窓口で問い合わせ及び苦情に対応する者への研修を行うこと。

ウ 本事業に関する問い合わせ及び苦情があった場合の対応を行うこと。なお、対応については、対応日時、場所、内容等を記録し、府へ報告すること。

6 ホームページ仕様

(1) 基本的事項

ア 日本国内で通常利用されているブラウザ及びOS等でパソコン・スマートフォンを問わず、支障なく利用できること。また、利用者が閲覧するために、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムであること。

イ ウェブアクセシビリティに配慮された設計仕様であること。

ウ メンテナンス作業等を除き、契約常時システムの利用が可能であること。

(2) 対象範囲

ア トップページ及び下層ページのデザイン・テンプレートの設計・制作

イ サイト構成設計、Webシステム設計、データベース設計

ウ 保守管理

(3) デザイン

ア 標準化・統一化された全体構成で、情報が探しやすく、使いやすさなどに利用者のユーザビリティ等を考慮したデザインとすること。

イ 京都府公式ホームページへのリンクを作成し、誘導すること。

ウ サイトの運営ポリシーを掲載すること。

(4) システム要件

ア ホームページのドメインは府との協議の上で決定すること。

イ ホスティングサーバは信頼性が高く、かつ、実績のあるサーバであること。なお、サーバは連携事業者が管理すること。

ウ サーバの障害が発生したときは、直ちにサーバ復旧に努めること。

エ システムのセキュリティ対策については、改ざんや機密情報の漏えいを防止するため、最新の情報を元に万全な対策を実施すること。

7 成果物

3の事業内容を取りまとめた報告書（5(5)で定めるアンケート結果を含む）について、紙媒体（A4版）、電子データ一式を提出すること。

8 その他

本仕様書に明記なき事項については、速やかに府と協議の上これを決定すること。

また、成果物に関する著作権等は、納品の完了をもって連携事業者から京都府に譲渡されるものとする。ただし、連携事業者が従前より保有する著作権等は、連携事業者に留保されるものとし、京都府は、連携事業者に対し、成果物の使用を許諾するものとする。